

令和4年9月（第9回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員（13名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

11番 渡邊 義幸

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	令和4年 第10回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	井 敦子
主 事	上村 洸二		

7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和4年第9回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、11番渡邊義幸委員より欠席の連絡がっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番富嶋雄治委員、12番坂田俊明委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に所有権移転の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に日程第3 報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

使用貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、許可不要転用届の部 一時転用についてでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 権利取得者が農家でございます。

番号1番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告いたします。

9月5日に堀部推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、管理機・動噴機・自走式草刈機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は栗、野菜、クヌギで、申請地には柿を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数22年、年間150日、妻が経験年数22年、年間90日となっております。

取得後の農地の面積については、5,207.56㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部 権利取得者が農地所有適格法人でございます。番号1番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告いたします。

8月29日に坂上推進委員、井川推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、噴霧器・粉碎機・乗用草刈機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、柿で、申請地には柿を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、27,692.33㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部 番号1番につきましては、5番富嶋雄治委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

9月3日に上田推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地貸借後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・コンバイン・草刈機・防除機・テラーを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は米、大豆で、申請地には大豆を作付するとのことでした。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数35年、年間300日、妻が経験年数20年、年間200日、父が経験年数70年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、23,017㎡ですので問題ないと思えます。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いたします。

(議長)

只今、番号1番について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

9月2日に現地調査及び聞き取り調査を行いました。

懸念する事項がありましたので、岩村会長、中村農業委員、坂上推進委員、井川推進委員、下砥川区長、富田町議にも同席いただきました。

今回の申請地は現地写真にありますように、高さのある法面の下に位置しており、申請地の南側も高さのある法面となっております。

申請地は畑が真ん中に位置し、両側が山林となっております。今回懸念している点は道路側の山林の法面部分についてであります。熊本地震の際に崩れて法面の一部をブルーシートで覆っている箇所がございます。申請図面によりますと、山林部分は駐車場として整備し、畑のところに建設資材を置く計画となっております。ですが、聞き取り調査の際に山林部については特に整備を行わず、現況のまま使うとの話がありました。図面通りの整備がされるのであれば、問題はないのですが、現況のままでは安全かどうか不安であると地区からの話もあっております。また立ち合い後畑の部分より水が申請地南側の宅地に流れていることが判明し、再度代理人に対応を確認いたしましたが、今日までに明確な対応を示されておられません。

今の状態のまま、この場で審議するのは簡単ですが、申請人側から明確な対応について示された後に審議をしていただく方がよいのではないかと思います。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

排水や安全管理に疑問があるとのことで今回は審議を行わず、継続審議として、安全管理等について地区との合意等が確認できたら、審議を行うこととしたいとのことでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案について継続審議とすることに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は継続審議といたします。

次に、所有権移転の部 番号2番につきましては、7番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

9月6日に福永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可については関係部署との協議を行っていると同っております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思われまます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えまます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号2番について松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に所有権移転の部 番号3番及び地上権設定の部 番号1番につきましては11番渡邊義幸委員に調査をいただいておりますが、欠席でございますので、10番中川恭一委員に代理で補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

9月2日に岩村会長、渡邊農業委員、河端推進委員、事務局が現地調査を行っておりますので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

経済産業省による事業認可及び九州電力との接続契約についても確認できております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号3番及び地上権設定の部 番号1番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和4年第10回委員会の日時について申し上げます。次回は10月11日、午後2時よりJAかみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思えます。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思えます。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員